

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3章 企画・情報部 (企画課)</p> <p>第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学マネジメント・戦略に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(3) 教育研究組織等に係る調査及び分析に関すること。</p> <p>(4) インスティテューショナル・リサーチ(IR)の推進に関すること。</p> <p>(5) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。</p> <p>(6) 自己点検・評価に関すること。</p> <p>(7) 国立大学法人評価委員会、認証評価機関等による第三者評価に関すること。</p> <p>(8) 大学評価支援室に関すること。</p> <p>(9) 大学評価に係る調査及び分析に関すること。</p> <p>(10) その他企画、情報等に関する事務で広報課、<u>国際企画課</u>、情報推進課及び情報基盤課の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(広報課)</p> <p>第9条 (略) (国際企画課)</p> <p>第10条 <u>国際企画課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>国際企画に関する事務</u>に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 外国人研究者等の受入れに関すること。</p> <p>(3) 海外の大学等学術機関との交流に関すること (教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(4) 政府間の科学技術協力事業その他国際協力事業に関すること。</p> <p>(5) <u>文部科学省等の国際企画事業に関すること。</u></p> <p>(6) <u>海外の研究者、教育研究機関等に対する情報提供に関すること。</u></p> <p>(7) <u>国際交流推進機構に関すること (教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(8) <u>国際交流会館に関すること。</u></p> <p>(9) <u>外国人研究者及び外国人留学生の在留資格認定証明書代理申請に関すること。</u></p>	<p>第3章 企画・情報部 (企画課)</p> <p>第8条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10) <u>大学の国際化の推進に関すること (国際交流課及び教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(11) <u>国際戦略本部に関すること。</u></p> <p>(12) その他企画、情報等に関する事務で広報課、<u>国際交流課</u>、情報推進課及び情報基盤課の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(広報課)</p> <p>第9条 (同 左) (国際交流課)</p> <p>第10条 <u>国際交流課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>国際交流に係る事務</u>に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 政府間の科学技術協力事業その他国際協力事業に関すること。</p> <p>(5) <u>海外の研究者、教育研究機関等に対する情報提供に関すること。</u></p> <p>(6) <u>国際交流会館に関すること。</u></p> <p>(7) (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(10) 外国人研究者及び外国人留学生等に対する情報提供に関すること。</p> <p>(11) 外国人留学生の各種補助に関すること。</p> <p>(12) <u>その他国際企画に関する事務で教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第6章 教育推進・学生支援部 (学生課)</p> <p>第21条 学生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>学生の厚生補導</u>に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 学生の奨学金に関すること。</p> <p>(3) 学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関すること。</p> <p>(厚生課)</p> <p>第22条 (略) (教務企画課)</p> <p>第23条 教務企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 学生の身分に関すること。</p> <p>(3) 学位に関すること。</p> <p>(4) <u>教育に係る競争的資金に関すること。</u></p> <p>(5) <u>ジュニアキャンパス等教育事業に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他教務に関すること。</u> (国際教育交流課)</p> <p>第24条 国際教育交流課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 国際教育交流に関する事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 外国人留学生の受入れに関すること。</p> <p>(3) 学生の海外留学に関すること。</p> <p>(4) <u>国際交流推進機構国際交流センターに関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他国際教育交流に関する事務で他に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(8) } (同 左)</p> <p>(9) }</p> <p>(10) <u>その他国際交流に係る事務で教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>第6章 教育推進・学生支援部 (学生課)</p> <p>第21条 (同 左)</p> <p>(1) <u>教育推進及び学生支援</u>に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) }</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) <u>その他教育推進及び学生支援に関する事務で、厚生課、教務企画課、国際教育交流課及び入試企画課の所掌に属しない事務を処理すること。</u> (厚生課)</p> <p>第22条 (同 左) (教務企画課)</p> <p>第23条 }</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>教育制度に係る企画、立案等に関すること。</u></p> <p>(5) <u>博士課程教育リーディングプログラムその他教育関連補助金に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教育に係る事務情報システムの運用等に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他教務、教育制度に関すること。</u> (国際教育交流課)</p> <p>第24条 }</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 学生の海外留学に関すること。</p> <p>(4) <u>その他国際教育交流に関する事務で他に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>この規程は、平成28年6月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>